

野辺地町庁舎建設基本構想（素案）の一部変更について

5 新庁舎の事業費及び財源

5. 1 新庁舎の概算事業費

要綱で定められた面積を上限とし、延床面積 4,130 m²の庁舎建設の概算事業費を算定します。（現庁舎の総延床面積は車庫等も含めて 2,563 m²）

項目	規格・数量・単価等	金額	
1. 設計費			
建築設計料	庁舎 3,500 m ² 、車庫 500 m ²	H30	61,333,200
地質調査費	30m×5ヶ所	H30	6,285,600
外溝工事設計		H30	3,326,400
開発行為申請等書類作成		H30	2,548,800
計			73,494,000
2. 工事費			
庁舎工事費	3,500 m ² 36.5万円/m ²		1,277,500,000
		H31	383,250,000
		H32	894,250,000
車庫工事費	500 m ² 21.5万円/m ²	H32	107,500,000
外溝工事費		H32	190,000,000
計			1,575,000,000
3. 工事監理費			
庁舎建築工事 監理費			18,745,000
		H31	5,623,000
		H32	13,122,000
車庫工事監理費		H32	3,395,000
外構工事		H32	1,447,200
計			23,587,200
4. 用地買収費			
用地費	7,464.41 m ²	H29	120,000,000
測量費		H29	4,363,200
計			124,363,200

項目	規格・数量・単価等	金額
5. 備品購入費		H32 80,000,000
6. 各申請手数料		
開発行為、建築確認申請		H30 1,352,000
中間検査		H31 428,000
完了検査		H32 530,000
計		2,310,000
合計		1,878,754,400

※ 上記概算事業費には引越、防災設備、環境対策、省エネルギー及び特殊備品に対する経費は見込んでいません。

車庫については本庁舎保有・管理の22台と健康増進センター保有・管理の5台を収容するものとし、国土交通省策定「新営一般庁舎面積算定基準」に基づき1台あたり18㎡（中型車）として面積を算定しました。

新庁舎建設に係る概算事業費は、1,878,754千円で約19億円となります。

概算事業費のうち、設計費・工事費・工事監理費（外構工事費のうち来庁者・職員駐車場は除く）については起債の対象となり、その総額は1,672,081千円で約17億円となります。

今後、基本設計・実施設計を行うことで詳細な事業費の積算をすることになりますが、前述の基本方針（P.4～5）を実現するために有効で無駄のない手法を採用することとし、初期費用及び維持管理費の抑制に努めます。

5. 2 新庁舎建設の財源

新庁舎建設事業の財源は、市町村役場機能緊急保全事業債及び野辺地町役場庁舎建設基金（以下「庁舎建設基金」という。）を活用することとします。

全体事業費	1,878,754千円	
起債対象事業費額	1,480,634千円	
うち 起債	1,332,400千円(起債対象事業費額の90%以内)	
庁舎建設基金	148,234千円	
外構工事費・工事監理	191,448千円(庁舎建設基金を利用)	
用地買収・測量費	124,364千円(//)	
備品購入費	80,000千円(//)	
各申請手数料	2,310千円(//)	

したがって、起債借入額の合計は1,332,400円となり、庁舎建設基金からの持出額の総額は546,354千円となります。

6 新庁舎建設スケジュール

本基本構想をもとに、平成 29 年度から事業完了年度である平成 32 年度までの新庁舎建設スケジュール及び各年度の事業費を以下に示します。

項目	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			平成 32 年度		
	4	10	3	4	10	3	4	10	3	4	10	3
基本構想策定	↔											
用地決定、 測量・買収		↔										
		用地購入費 120,000										
		測量費 4,364										
基本設計・実施設計 測量・地質調査			↔									
				↔								
				73,494								
諸手続等				↔			開発行為申請 確認申請		↔		↔	
			開発行為 及び 確認申請		↔			1,352	中間検査費 428		完了検査費 530	
建物工事及び工事監理 建物完了検査								↔			↔	
								工事費 383,250 監理費 5,623		工事費 1,001,750 監理費 16,517		
外構工事及び工事監理										↔		
										工事費 190,000 監理費 1,448		
備品購入・搬入										↔		
											80,000	
引越											↔	
合計	事業費計	124,364		74,846			389,301			1,290,245		
	(うち起債対象)	(0)		(73,494)			(388,873)			(1,018,267)		
	起債	0		66,100			349,900			916,400		
	基金	124,364		8,746			39,401			373,845		

※ 建物工事及びその工事監理に係る費用は工期が 2 箇年にわたるため、各年度の事業費は初年度を全体の建物工事及びその工事監理に係る費用の 3 割とし次年度を残りの 7 割としました。

7 起債の償還計画

起債の償還に当たっては、庁舎建設基金より返済することで考えておりますが、借入金利子の増嵩で町財政に大きな負担がかからないように償還期間をなるべく短くし20年とします。

		平成30年度債	平成31年度債	平成32年度債	合計
借入額（千円）		66,100	349,900	916,400	1,332,400
返済額 （千円）	平成31年度	992	—	—	992
	平成32年度	4,012	5,248	—	9,260
	平成33年度	4,012	21,233	13,746	38,991
	平成34年度	4,012	21,233	55,610	80,855
	）	）	）	）	
	平成50年度	4,012	21,233	55,610	80,855
	平成51年度	—	21,233	55,610	76,843
	平成52年度	—	—	55,610	55,610

庁舎建設に係るピーク時の起債の年間償還額は80,855千円となります。
一部国からの交付税として算入される部分（元利償還金の25%）がありますので、実際の負担額は最大年間約6千万円となります。

※ 償還方法は元利償還方式、20年償還（うち1年据置）、貸付利率1.5%として算出しています。

8 今後の課題

社会経済低迷が危惧され、さらなる人口減少が予測される本町において、財政的な余力が少ない中で庁舎建設に充てるための財源については、町民の皆様の理解をいただきながら原子力立地給付金の減額相当分を充てていくこととしております。

しかしながら、この給付金は永続的に同額程度交付されることが保障されたものではないため、状況変化に備えることも必要となります。

これからの町の事業について優先度や効果をよく考慮して選択していくとともに、過疎対策事業債などの効率的財源を有効に活用することで、償還財源を確保していくことが望まれます。